

岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 矢野目西地区整備計画区域の部を次のように改める。

矢野目 西地区 整備計 画区域	産業集 積地区	次に掲げる建築物	—	次に掲げる	—	—
		(1) 住宅		距離		
		(2) 共同住宅、寄 宿舎、下宿及び 長屋		(1) 道路境 界線 2 メートル		
		(3) 兼用住宅		(2) その他 の境界線 1 メー トル		
		(4) 神社、寺院、 教会等				
		(5) 畜舎				
		(6) 火葬場				
		(7) と畜場				
		(8) 汚物処理場				
		(9) ごみ焼却場				
		(10) 政令第 1 3 0 条の 2 の 2 第 1 号に定めるごみ 処理施設				
		(11) 政令第 1 3 0 条の 2 の 2 第 2 号に定める産業 廃棄物処理施設				
		(12) 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関す る法律（昭和				

		23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。) 第 2 条第 1 項に定める営業の用に供する建築物				
	沿道業務 A 地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋 (3) 兼用住宅 (4) 火葬場 (5) と畜場 (6) 汚物処理場 (7) ごみ焼却場 (8) 政令第 130 条の 2 の 2 第 1 号に定めるごみ処理施設 (9) 政令第 130 条の 2 の 2 第 2 号に定める産業廃棄物処理施設 (10) 風営法第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に定める営業	—	次に掲げる距離 (1) 道路境界線 2 メートル (2) その他の境界線 1 メートル	—	—

		の用に供する建築物				
	沿道業務B地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄 宿舎、下宿及び 長屋 (3) 兼用住宅 (4) 神社、寺院、 教会等 (5) 畜舎 (6) 火葬場 (7) と畜場 (8) 汚物処理場 (9) ごみ焼却場 (10) 政令第130 条の2の2第1 号に定めるごみ 処理施設 (11) 政令第130 条の2の2第2 号に定める産業 廃棄物処理施設 (12) 法別表第2 (る)に定める 建築物	—	次に掲げる 距離 (1) 道路境 界線 2 メートル (2) その他 の境界線 1メー トル	—	20メ ートル

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項により準用する同法第20条第1項の規定に基づく仙塩広域都市計画矢野目西地区計画の変更の告示の日

から施行する。